

看護小規模多機能型居宅介護 及び 短期利用居宅介護

よろこび宮島

重要事項説明書

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 エフ・エム・シー
住所	神奈川県横浜市青葉区あざみ野1丁目4番地3
代表者名	代表取締役 細谷 実知博
電話番号	045-482-9811

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス提供を担当する事業所について

事業所名称	よろこび宮島
所在地	静岡県富士市宮島85-10
開設年月	平成28年8月1日
介護保険事業所番号	2292300528
管理者の氏名	藤間 恵美
サービス提供実施地域	富士市
電話番号	0545-32-8088
FAX番号	0545-32-8087
提供できるサービス	指定看護小規模多機能型居宅介護

1. 事業方針・目的

当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護・短期利用居宅介護（以下看多機）は、利用者の意思及び人格を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、看多機計画に基づいて、通い・宿泊・訪問介護・訪問看護を柔軟に組み合わせることで、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定し利用者の居宅における生活を支援します。事業の実施にあたっては、富士市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 事業概要

登録定員	登録定員29名、通い定員18名、泊り定員6名		
通常の事業の実施地域	富士市		
営業日	365日		
営業時間（基本時間）	通いサービス 9時00分～16時00分 宿泊サービス 16時00分～9時00分 訪問サービス 24時間		
設備	種類・室数	設備	種類・室数
居室（個室）	6	浴室	機械浴槽1、個浴1
トイレ	2	汚物処理室	1
消防設備	スプリンクラー、消火栓、消火器		

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。また上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外に対応を行うことができることとする。

3. 職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守します）

管理者	1人	事業所の従事者の管理及び業務の管理
介護支援 専門員	1人	居宅サービス計画、看多機計画等の作成 法定代理受領の要件に関する市町村への届出代行 利用者及びご家族の日常生活上の相談・助言 地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整
看護職員	常勤換算 5.7人	利用者の衛生管理・健康管理 主治医の指示による訪問看護業務 看多機報告書の作成
介護職員	全サービスで16.2人	利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保する。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合（介護保険の給付となるサービス） |
| (2) 利用料金が医療保険の給付の対象となる場合（医療保険の給付となるサービス） |
| (3) 利用料金の全額を負担いただく場合（保険の給付とならないサービス） |

要介護度	単位数	同一建物居住者に 対して行う場合					
		1	2	3	4	5	6
要介護1	11,214	11,405円	22,810円	34,214円	45,618円	57,022円	68,426円
要介護2	15,691	15,958円	31,916円	47,874円	63,832円	79,790円	95,748円
要介護3	22,057	22,432円	44,864円	67,296円	100,728円	134,560円	168,392円
要介護4	25,017	25,443円	50,885円	76,327円	114,490円	153,081円	191,672円
要介護5	28,298	28,779円	57,558円	86,337円	129,505円	172,674円	215,843円

※主治医が、末期の悪性腫瘍その他※①別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

医療による訪問看護による減算（1月につき）							
要介護度	単位数	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行なわれる場合					
要介護1	-925	1	-941円	2	-1,882円	3	-2,822円
要介護2		割		割		割	
要介護3		負		負		負	
要介護4	-1850	担	-1,882円	担	-3,763円	担	-5,645円
要介護5	-2914		-2,964円		-5,927円		-8,891円
要介護度	単位数	*別に厚生労働大臣が定める疾病等により頻回の医療保険の訪問看護が行なわれる場合					
要介護1	-30	1	-31円	2	-61円	3	-92円
要介護2		割		割		割	
要介護3		負		負		負	
要介護4	-60	担	-61円	担	-122円	担	-183円
要介護5	-95		-97円		-194円		-290円

◆月ごとの包括料金となりますので、日割りでの割引または増額はいたしません。ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：利用者が通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日：利用者当事業所の利用契約を終了した日

◆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うための「サービス提供証明書」を交付します。

◆算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の70%に相当する単位数を算定します。

②短期利用居宅介護を利用した場合の介護保険の額

短期利用居宅介護は厚生労働省が定める登録者数が登録定員未満の割合の場合に、緊急に利用することが必要と認めた場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能になります。

※下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。

◆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

(下記(3)①及び②参照)

要介護度	単位数	1割負担(1日当たり)	2割負担(1日当たり)	3割負担(1日当たり)
要介護1	571	581円	1,162円	1,743円
要介護2	638	649円	1,298円	1,947円
要介護3	706	718円	1,436円	2,154円
要介護4	773	787円	1,573円	2,359円
要介護5	839	854円	1,707円	2,560円

※一定の条件の内容は次の通りです。

◎利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、看多機の介護支援専門員が、看多機の登録者に対し支障を認めた場合に利用可能です。

◎宿泊室については、以下で算出した数の宿泊室が短期利用居宅介護の利用者において活用できます。

(宿泊室の数の算定式)

宿泊室 × (登録定員 - 登録者数) ÷ 登録定員 (小数点第1位以下四捨五入) = 短期利用宿泊室数

◎短期利用が可能な期間は7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族などが疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)となります。

③加算 サービス内容等に応じて加算されます。

加算名称	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して30日以内の期間について算定します。30日を超える入院後に再び利用を開始した場合も同様です。	30	31円/日	61円/日	92円/月
認知症加算Ⅰ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して専門的な認知症ケアを行い、別に厚生労働大臣が定める条件を満たした場合	920	936円/月	1,872円/月	2,807円/月
認知症加算Ⅱ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して専門的な認知症ケアを行い、別に厚生労働大臣が定める条件を満たした場合	890	906円/月	1,811円/月	2,716円/月
認知症加算Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対してサービスを行った場合	760	773円/月	1,546円/月	2,319円/月

加算名称	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
認知症加算Ⅳ	要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対してサービスを行った場合	460	468円/月	936円/月	1,404円/月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合（※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものについては2回）	600	611円/回 退院につき	1,221円/回 退院につき	1,831円/回 退院につき
緊急時対応加算 (短期利用除く)	当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）	774	788円/月	1,575円/月	2,362円/月
特別管理加算 (Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める状態②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	500	509円/月	1,017円/月	1,526円/月
特別管理加算 (Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める状態②のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	250	255円/月	509円/月	763円/月
ターミナルケア加算 (短期利用除く)	在宅で死亡した利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対し死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	2,543円/ 該当月1回	5,085円/ 該当月1回	7,628円/ 該当月1回
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） (短期利用除く)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合	1,200	1,221円/ 月	2,441円/ 月	3,662円/ 月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） (短期利用除く)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理し、別に定める基準を満たしている場合	800	814円/月	1,628円/ 月	2,441円/ 月
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータ提出頻度について他の関連加算と合わせ、少なくとも3月に1回に見直す	40	41円/月	81円/月	122円/月

加算名称	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護従事者のうち介護福祉士の占める割合が百分の七十以上である場合、又は勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上である場合	750円/月	763円/月	1,526円/月	2,289円/月
		短期利用居宅介護の場合			
		25	26円/日	51円/日	77円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護従業者のうち介護福祉士の占める割合が百分の五十以上である場合	640	651円/月	1,302円/月	1,953円/月
		短期利用居宅介護の場合			
		21	22円/日	43円/日	64円/日
訪問体制強化加算（短期利用除く）	訪問サービス（看護サービスを除く）を担当する常勤の従事者を2名以上配置していること 訪問サービス（看護サービスを除く）の提供回数が1月あたり200回以上であること	1,000	1,017円/月	2,034円/月	3,051円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準に適合する、職場環境改善を行っている事業所が取得できる介護職員の賃金改善のための加算	1月につき 所定単位数の146/1000の自己負担割合分			
看護体制強化加算（Ⅱ）	前3ヵ月間において、主治医の指示に基づく看護サービス利用者の割合が80%以上、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上である場合	2,500	2,543円/月	5,085円/月	7,628円/月

（２）利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス：医療保険に関わる費用は別途

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 宿泊に要する費用：1泊 1月あたり 1～10日 2,040円（宿泊のみ、食事代等別途）
1月あたり11～20日 3,060円（宿泊のみ、食事代等別途）
1月あたり21～末日 4,080円（宿泊のみ、食事代等別途）
- ② 食事代：料金：朝食 500円・昼食 550円・夕食 500円

③ 日常生活上必要となる諸費用〈おむつ代・クリーニング代等〉：実費

④ レクリエーション活動等：材料代等実費

⑤ ご家族の希望による死後の処置費用：処置費用：10,200円、処置材料費：実費

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法

料金は、翌月27日までに原則下記「(ア) 自動引き落とし」の方法でお支払い下さい。

(ア) 金融機関口座からの自動引き落とし

(イ) 下記指定口座への振り込み

静岡銀行 富士中央支店 普通預金 0660292

名義：ヒューマンヒルズ富士 代表取締役 細谷実知博

(5) 利用の開始

看護小規模多機能型居宅介護・短期利用居宅介護を受ける都度、事業者には被保険者証を提示し、事業者は当該保険証により利用者の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。

(6) 利用の中止、変更

- ・利用予定日の前に、利用者の都合によって、看多機の利用を中止または変更、追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ・看多機サービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、キャンセルした場合はキャンセル料をお支払い頂く場合があります。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(7) 居宅サービス計画及び看多機計画について

看多機計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看多機計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(8) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

- ◎ 居宅サービス計画及び看多機計画、円滑なサービス提供のためのサービス担当者会議の情報提供
- ◎ 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ◎ 利用者、家族が希望や急変時の場合に及び主治医とのやりとりの場合

6. 契約の終了について

利用者は、以下の事由により、本契約を終了させていただきます。

- (1) 利用者の契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (2) 利用者及び家族の故意または過失により、契約の継続困難で、予告期間を満了した場合
- (3) 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難であり、予告期間を満了した場合
- (4) 利用者が死亡した場合

7. 利用休止について

- (1) 要介護認定により自立もしくは要支援と判定された場合
- (2) 入院や入所した場合

8. 衛生管理について

- (1) サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保ちます。
- (3) 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
- (3) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 非常災害時の対応について

- (1) 非常災害に関しては、株式会社エフ・エム・シーで定めてある消防計画及びBCPによるものとし、毎年定期的に、避難・救助・その他必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

11. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

[苦情受付窓口] (担当者) 介護支援専門員／中村 知絵 (責任者) 管理者／藤間 恵美

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

富士市役所 介護保険課 (介護保険制度全般に関すること)	0545-55-2767
富士市役所 福祉総務課福祉指導室 (事業者指導に関すること)	0545-55-2863
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情専用ダイヤル	054-253-5590

12. 運営推進会議の設置

当事業所では、看多機の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や家族、地域住民代表者、地域包括支援センター職員、看多機について知見を有する者等

開催：おおむね2ヶ月に1回開催

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

13. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行います。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

14. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携が基本ですが、急変時対応に備え以下と連携しています。

協力病院 安どうクリニック	協力歯科 新富士病院	協力施設 特別養護老人ホーム 加島の郷
------------------	---------------	------------------------

15. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 身体的拘束について

- (1) 事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
また、身体拘束は虐待の一環であることを認識し、前項15.(1)における「虐待防止委員会」で現状などを報告、検討します。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第18条の運営推進会議に報告します。

17. サービス利用にあたっての留意事項

- ◎ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ◎ 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ◎ 「看護小規模多機能型居宅介護事業所よろこび宮島」を利用するにあたり、併設施設「サービス付き高齢者向け住宅ヒューマンヒルズ富士」への入居を条件として付すことはありません。
 - ・ご本人の自由な選択・判断により、サービスを利用することができます。しかし、施設への入所待ち等の目的で、長期間宿泊することはご遠慮下さい。

前述の内容及び別紙の株式会社エフ・エム・シー個人情報に関する使用の説明を受け理解しましたので同意します。

説明日・同意日 年 月 日

ご利用者住所 _____

ご利用者氏名 _____ 印 _____

(代筆者氏名 _____ (ご利用者からみて続柄) _____)

ご家族代表者住所 _____

ご家族代表者氏名 _____ 印 _____